

外国人住民のみなさまへ

平成24年7月9日から、法律の改正により、外国人住民の方も日本人住民と同様に住民票が作成されることになりました。

作成にあたり、5月7日以降、現在の外国人登録を基に作成した「仮住民票」を外国人住民の方に発送しますので、届きましたら内容の確認をお願いします。

《仮住民票の対象となる方》

平成24年5月7日現在で、金山町に外国人登録をしている外国人住民の方

《仮住民票の記載内容について》

外国人住民の氏名（登録している場合は通称名も）、出生年月日、性別、住所、世帯主、世帯主との続柄、国籍、在留資格・在留期間など

新制度施行後（7月9日以降）は、「外国人登録証明書」の代わりに「在留カード」または「特別永住者証明書」が交付されることとなりますが、現在使用している「外国人登録証明書」は、引き続き有効ですので、すぐに切替の手続きをする必要はありません。基本的には新制度施行後（7月9日以降）の最初の更新時に、「在留カード」または「特別永住者証明書」の申請をしていただくこととなります。

◎お問い合わせ先 金山町役場 町民税務課住民係 ☎52-2111 内線251